

授業科目名 <英訳>	民法第四部（債権各論） Civil Law IV				担当者所属・ 職名・氏名	法学研究科 教授 松岡 久和					
配当 学年	3・4	単位数	4	開講年度・ 開講期	2015・ 後期	曜時限	月4,金4	授業 形態	講義	使用 言語	日本語
<b>【授業の概要・目的】</b>											
<p>民法第三編債権第二章契約・第三章事務管理・第四章不当利得・第五章不法行為について講義をおこなう。講義に際しては、各制度の枠組みとその基本的な考え方の説明に力点をおき、とくに主要な論点については簡単な設例を用いて問題のポイントを解説することとする。</p> <p>なお、本年度は、夏頃に民法改正の法案が確定すると見込まれており、改正法が何時から適用されるかにも留意しつつ、改正法の内容を重視した講義とするつもりである。</p>											
<b>【到達目標】</b>											
<p>講義の範囲である民法の債権各論部分について、他の財産法部分との有機的な関連づけを意識しつつ、制度の仕組みの構造と解釈論上の重要な論点について、基本的な理解を得ることを獲得目標とする。具体的には基本設例の解決について、条文と判例・学説を用いた解決のあらましをほぼ述べることができる程度の知識と理解を得られるようにしたい。</p>											
<b>【授業計画と内容】</b>											
<p>おおむね、以下の順序で講義を行う（分量に応じて適宜組み換える可能性がある）。毎回レジュメをpdfにて<a href="http://www.matsuoka.law.kyoto-u.ac.jp">http://www.matsuoka.law.kyoto-u.ac.jp</a>に掲載予定。</p> <p>(1)債権各論概説 (2)契約とは・契約の成立 (3)契約の当事者・同時履行の抗弁権 (4)履行不能・事情変更・危険負担 (5)解除 (6)売買I (7)売買II (8)売買III・贈与・消費貸借 (9)貸貸借I (10)貸貸借II (11)貸貸借III・使用貸借 (12)請負 (13)委任・寄託・雇用 (14)組合・和解 (15)事務管理・不当利得I (16)不当利得II (17)不当利得III (18)不法行為総論 (19)権利侵害と故意・過失I (20)権利侵害と故意・過失II (21)権利侵害と故意・過失III (22)因果関係・責任阻却事由 (23)損害賠償I (24)損害賠償II (25)損害賠償III・救済手段補論 (26)複数関与型不法行為I (27)複数関与型不法行為II・物による不法行為 (28)総括</p>											
<b>【履修要件】</b>											
民法第1部～民法第3部を学修していることが望ましい。											
<b>【成績評価の方法・観点及び達成度】</b>											
期末試験による											
<b>【教科書】</b>											
<p>永田眞三郎ほか『債権 エッセンシャル民法*3』（有斐閣、2010年）ISBN:978-4-641-18378-0  松本恒雄＝潮見佳男編『判例プラクティス 民法 債権』（信山社、2010年）ISBN:978-4-7972-2627-0  潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選 債権 [第7版]』（有斐閣、2015年）ISBN:978-1-641-11524-8</p> <p>教科書は必要最低限の基礎知識をまとめたもので、これが獲得目標に対応しますが、もう少し詳しいものがあれば下記を参考にしてください。</p> <p>判例百選 かプラクティス民法 のいずれかを併せて必ず読んでください。</p>											
----- 民法第四部（債権各論）(2)へ続く -----											

## 民法第四部（債権各論）(2)

---

### [参考書等]

（参考書）

潮見佳男 『債権各論 契約法・事務管理・不当利得』（新世社・第2版・2009年）ISBN:978-4-88384-145-5

潮見佳男 『債権各論 不法行為法』（新世社・第2版・2009年）ISBN:978-4-88364-142-4

山本敬三 『民法講義 -1契約』（有斐閣・2005年）ISBN:4-641-13398-0

教科書との関係を最初の時間に説明します。

### [授業外学習（予習・復習）等]

事前に教科書の該当ページをざっと読んでいただきたい。今年の特殊事情として民法改正が具体化するが、その解説が出ていれば、それも合わせて読んでください。

知識と理解の定着度を測るため、講義レジュメで示したCasesを自力で解答できるか考えてみてください。できなければ、教科書等を読み直すようにしてください。

### （その他（オフィスアワー等））

授業前に教科書の該当部分をひととおり読むように心がけてください。

オフィスアワー実施の有無は、KULASISで確認してください。